

建設建築委員会記録(No.11)

1 日 時 令和7年7月24日(木)
午前10時20分 開会
午前11時34分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委員長	森 結実子	副委員長	中 島 隆 治
委員	佐 藤 栄 作	委員	田 仲 常 郎
委員	片 山 尹	委員	成 重 正 丈
委員	山 崎 英 樹	委員	山 内 涼 成
委員	井 上 純 子		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市戦略局長	小 野 勝 也	計 画 部 長	南 孝 昌
開発指導課長	二 見 昌太郎	指 導 部 長	山 内 清 次
建築審査課長	矢 野 克 馬	都市整備局長	持 山 泰 生
道 路 部 長	北 島 徳 隆	道路計画課長	楠 根 経 年

外 関係職員

6 事務局職員

委員係長 伊 藤 大 志 書 記 山 下 絵美理

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第17号 都市計画道路(新町井ノ浦線)の 早期建設について	継続審査とすることを決定した。

2	陳情第28号 建設費用や点検費用が膨大な横断歩道橋を無くし、年長者や障害者に優しい横断歩道を設けていただくことを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
3	陳情第27号 城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、新築申請時計画とは異なる（劣る）断熱材の施工が行われていた事実への対応について	継続審査とすることを決定した。
4	陳情第34号 （仮称）中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染について	不採択とすべきものと決定した。

8 会議の経過

（陳情第17号について文書表の朗読を行った。）

（陳情第28号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

（陳情第27号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（森結実子君）開会します。

本日は、陳情の審査を行います。

初めに、陳情第17号、都市計画道路新町井ノ浦線の早期建設についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。道路計画課長。

○道路計画課長 陳情第17号、都市計画道路新町井ノ浦線の早期建設について説明いたします。

初めに、新町井ノ浦線の概要と主な経緯についてです。

図面の赤で着色した道路が新町井ノ浦線です。

左上の赤い囲みを御覧ください。

新町井ノ浦線は、門司区西新町二丁目から門司区大字恒見を結びます延長8,760メートル、代表幅員22メートルの都市計画道路でございます。新町井ノ浦線は、門司区北西部から周防灘沿岸部への物流機能の強化を図るため、昭和42年、1968年、市内の主要道路と併せて一斉に都市計画決定されたものです。

令和元年には、それまで実施してきました都市計画道路網の再編によりまして見直された後の道路網のうち、新町井ノ浦線をはじめ、計画から20年以上経過した未着手路線の事業存続に関し、検討がなされております。その検討で、新町井ノ浦線は、道路ネットワークの形成及び都市防災に資する機能を有するといった点から、存続と判断されております。

次に、都市計画道路大里恒見線におけます交通安全対策と事故件数について御説明いたします。

図面に青く着色している大里恒見線は、大里本町三丁目から都市高速道路大里出入口を経由し、吉志、新門司方面につながります主要地方道新門司港大里線の一部を形成する都市計画道路でございます。この路線では、令和6年度までに、事故防止のため、反射板の設置や誘導標示、区画線の復旧など15件の交通安全対策を実施した結果、平成27年度に53件ありました事故が令和6年度には28件に減少しております。

2ページを御覧ください。

北九州市の道路整備の考え方についてでございます。

北九州市の道路整備は、北九州市道路整備中長期計画に基づいて進めております。この中長期計画は、今後の道路整備の方向性や主要施策及び道路整備の目標とその効果などを示す中長期的な計画として定めるもので、これまで4回策定し、直近では令和7年1月に策定しています。

現計画のコンセプトは、未来への成長に向けて挑戦する魅力あふれる道づくりとし、3つのビジョンを設定しています。この中で、都市計画道路など道路ネットワークの整備に関しましては、ビジョン1に、企業が稼げる強じんな町を支える道づくりを掲げて進めております。陸海空のネットワークの構築や近隣自治体との連携など、稼げる基盤を強めていくため、必要な道路整備を進めていくというものでございます。

資料の中段の図面を御覧ください。

現在取り組んでいます主な道路・街路事業を示しております。自動車専用道路ネットワークとともに、北九州港、北九州空港などの交通・物流拠点間を結び、広域連携や産業活動の安定的な確保・活性化を図るための道路整備を進めております。具体的には、国道3号黒崎バイパスや戸畑枝光線、恒見朽網線などにおきまして、限られた財源の中で、物流拠点都市の形成に向けて、重要な路線に集中して事業を進めております。

最後に、今後の方針についてです。

現在着手している事業中の路線については、道路ネットワークとしての機能を早期に発揮できるように、着実に整備を推進します。また、都市計画道路新町井ノ浦線をはじめ新規の路線につきましては、財政状況を踏まえ、整備効果を十分に考慮した上で、事業化の必要性について検討したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第28号、建設費用や点検費用が膨大な横断歩道橋を無くし、年長者や障害者に優しい横断歩道を設けていただくことを求める陳情についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。道路計画課長。

○道路計画課長 陳情第28号、幸神交差点の近くに新たに横断歩道を設置することについて説明いたします。

初めに、幸神交差点の概要です。

八幡西区の国道200号にある幸神交差点は、交通量が多く、自動車交通の円滑化と歩行者の交通安全対策として、交差点の四隅を結ぶ口の字型の幸の神歩道橋が整備されています。

なお、この歩道橋は、近くにあります熊西小学校の通学路になっています。

2ページを御覧ください。

横断歩道の設置条件です。

横断歩道は、警察、公安委員会が所管する道路標示で、警察庁が定める交通規制基準によりますと、横断歩道は、横断歩道橋などの立体横断施設がある場所の直近部には原則設置しないとされています。そのため、既に歩道橋がある幸神交差点に新たに横断歩道を設置するには、横断歩道橋の撤去が前提となります。

次に、横断歩道橋の撤去の考え方です。

北九州市内には横断歩道橋は94橋あり、その多くが、交通量の多い交差点や通学路における通学児童などの歩行者の安全確保を目的に設置されたものです。その一方で、高齢者の方などにとっては使いづらい施設であることから、老朽化した横断歩道橋については、地元にお住まいの方や学校関係者と協議を行い、可能なものについては撤去するよう努めています。具体的には、地元の理解が得られることを絶対条件として、横断歩道等の安全な平面横断施設の設置が可能なこと、横断歩道を設置しても自動車交通の円滑な処理に影響がないことなどについて精査し、交通管理者である警察と協議し、撤去の判断をしています。特に、通学路に指定されている横断歩道橋は、指定している小学校と入念に協議を重ね、慎重に判断しています。

最後に、幸神交差点における検討についてでございます。

国道200号は、従前、国土交通省が管理しておりました。その当時も、地元自治会の要望を受け、歩道橋を撤去し横断歩道を設置する検討を行いました。が、交通処理に問題が生じるおそれがあるため困難と判断していました。

平成29年度に国道200号の管理が北九州市に移管された後も、地元からの要望を受け、令和元年度に改めて検討を行いました。が、自動車交通量が多く、歩道橋を撤去し横断歩道を設置するとさらなる渋滞を引き起こす懸念があること、通学する児童の安全確保のためには横断歩道橋が望ましいことなどから、横断歩道橋を撤去し横断歩道を設置することは難しいと判断し、幸の神歩道橋は令和3年度に塗装塗り替えなどの補修工事を実施しました。

令和5年度に行った交通量調査では、平成29年度と比較して自動車交通量が1割程度減少したものの、依然として自動車交通量が多く、朝、夕の通勤時間帯に渋滞が発生している状況が見られました。また、八幡西警察署と熊西小学校からは、交差点における交通の円滑化や通学児童の安全確保のため横断歩道橋は必要であるという御意見を伺っています。

これらを踏まえ、幸神交差点に横断歩道を設置することは現時点では困難と考えています。今後も引き続き、新たな道路整備による交通量の変化などを注視してまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） この歩道橋が整備をされていることによって交通の円滑化及び交通安全対策が行われているということは、今の御説明で分かりました。

それと併せて、横断歩道の設置についてはいろいろと課題がありますというお話だったと思うんですけども、とはいえやっぱり、陳情者の方が言われているように、例えば年長者の方であったりとか障害を持たれている方々、こうした方々に対する対応としてバリアフリー化をしっかりとやっていく必要があるのかなと思うんですけども、この歩道橋についてこうしたバリアフリー化の対策というのは取られているのでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 この幸の神歩道橋につきましては、四隅から上に上がることができますけども、全て階段でございまして、説明にもございましたけども、高齢者等には使いづらいという施設にはなってございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 使いづらいということがもう明確になっているわけですが、それに対して、例えば北九州市が、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指してということで、バリアフリーのまちづくりを進めているわけでありまして。その中で、バリアフリーガイドブックなども取りまとめておられるわけなんですけれども、現状、年長者であったりとか障害を持たれた方が使いづらいということがあると同時に、北九州市としてバリアフリーのまちづくりを進めますよと言われているのであれば、やっぱり何らかのバリアフリー対策っていうのをやらないといけないんじゃないんですか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 横断歩道橋などの立体横断施設のバリアフリー対策といたしましては、エレベーターを設置するといったようなことが考えられます。北九州市におきまして、横断歩道橋等のバリアフリーにつきましては、福岡県福祉のまちづくり条例などを参考にさせていただきまして、主要駅周辺などにおけます横断歩道橋などにはエレベーターを設置している状況でございますけども、ただ、エレベーターの設置のためにはやはり初期投資ですとか継続的な維持

管理費が必要となるということで、市内に北九州市が管理しております全ての横断歩道橋についてエレベーターを設置するということは現在のところしていません。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ガイドブックにも確かに、主要駅周辺とか特定道路というところなんですけれども、一方で、幹線道路等についても積極的にバリアフリー化を検討していきますと書いているんですけれども、どのような検討ができるんですかね、積極的にという意味では。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今後の検討につきましては、まずはこの交差点の自動車交通量の変化を注視してまいりまして、その交通量が新たな道路整備によって減るといったようなことになると、横断歩道橋の撤去ということについて検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 何度か調査をされて、少し交通量が減ったけれども、やっぱりここは歩道橋なんだという説明が先ほどあったと思うんですよね。じゃあ、それがいつの、あとどれぐらいたてばその状況が変化するかというのは正直分からないわけで、ただ、足の不自由な方だったりとか、あるいは目が不自由な方だったりとか、そういった方々というのはもう今現時点でお困りなわけですよね。その辺に、そういった方々に対してもう少し寄り添っていかないといけないんじゃないかなと思うんですけど、今の御答弁を聞いていると、何も対策を打たないと言っているようにしか聞こえないんですけれども、もう少し踏み込んで考えたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 確かに使いづらい施設でありまして、いろんな方が安全・安心に円滑に移動できるようにするためには、やっぱり横断歩道橋ではなく、平面横断というのが一番望ましいというふうには我々も理解しております。ただ、この状況でございますけれども、なかなか交通量が多いとかという厳しい条件がございますので、今すぐ何か具体的な対策があるかと言われると、我々としては頭を悩ませているというところがございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） なかなか難しい問題だなと思います。

このバリアフリーガイドブックを取りまとめるに当たって、北九州市障害福祉団体連絡協議会の方々とコミュニケーションを取ってやっているということなので。ここだけじゃないと思うんですよね。僕も議員に当選してすぐに、香春口三萩野のモノレールの入り口の交差点の上り下りが、エレベーターがついているところが2か所しかなくて、1か所はエスカレーター、もう一つは階段しかないというところで、長年地域の皆さんからの御要望があって、時間がかったんですけれども、周辺の民間の事業者の協力もあってエレベーターを供用できるという

ことになりました。こういう障害者団体の皆さんとか近隣の民間の事業者だったりとか地域と連携しながら、何かしらの改善策をしっかりと示していただけるように頑張っていたきたいということ要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 1点加えて教えていただきたいんですけども、今、歩道橋をつける背景と、今まで検討してきて今に至った経緯も伺ったんですが、その中で、今佐藤委員のお話の中でもあったんですけども、やはり市内全ての歩道橋が、簡単に撤去も難しい中で、コストの関係でバリアフリー化も全てができるわけでもないという話でした。実際にバリアフリー化する、例えばエレベーターを設置するケースとして、初期コストそしてランニングコスト、これがどのくらいかかるものなのか、何かほかの事例とかでも分かれば教えていただきたいなと。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 初期コストにつきましては、横断歩道橋の高さとか下の地盤条件で変わります。今持ち合わせがございませんが、場所によってかなり異なってくると思います。直近の事例があれば調べて御報告させていただきたいと思います。

また、ランニングコストにつきましても、どれだけ動いているか、時間帯がやっぱり違いますので、一概には言えません。こちらは今持ち合わせがございませんので、併せて調べたいと思います。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

やはりこれを検討するに当たって、もし設置するとなれば、高さなど物理的なものがあると思うんですけど、今話が合ったランニングコストに関しては、使用頻度によって異なるのであれば、実際にもしエレベーターを設置した場合どのくらいの方が利用するのかというのと、今の状態でどのくらいの方があれば利用してここを歩いて渡りたいと思われているのか。そして、今、学校ではまだ子供たちには歩道橋が必要だよねという声をいただいているということなんですけど、実際に今階段を元気に上っている子供たちの人数、利用している人数と、利用したいけどもできていない人数、こういった把握というのはできているのか、教えてください。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 平成29年におきまして自動車交通量調査を行っているときに、併せまして歩道橋を利用した人数を調べているデータがございます。ちなみに、そのときに測りました歩道橋を利用している人数は、12時間、朝の7時から夜の7時までにおきまして約900人という交通量調査が出ております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。平成29年、もう8年前ぐらいですから、子供の人数とかもどんどん変わってくるものだと思いますので、今、コストを理由にされましたけど、

今回議論になっている利用したいけれども利用できていない方の人数は今把握できていないということだと思うんですよ。となると、使用頻度も実際にコストとして見えてこないんだろうと思うんですよ。ですから、これは即断できるものではないと思います。

市内全体で、例えば階段の上り下りが難しくて家から出れないという状況の方においては、例えばその観点で考えれば、市内で階段で上らないと家に入れない方も多くいらっしゃるわけですね。ですから、多くの方が今家から出れない、足腰が弱まれば家から出れない方、車が前につけられない方もいる。こういったいろんな不自由な状況がどんどん高齢化とともに出てきていますので、全体として全てをかなえることがなかなか難しいとは思いますが、やはり声が上がったときにはしっかりと丁寧な検証というのををしていただきたいということを要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） まず、道路の交差点において、対面に渡る手段がないということは非常に問題だと思っています。歩道橋を渡ればいいということですがけれども、歩道橋というのは何よりも交差点を横断するのには安全なものだと思っていますけど、それを利用するのが困難な人たちのためにどうしたらいいかということが一番必要だと思うんですね。

その中で、高齢化が進んでいる中で、やはり階段がおっくうだとか上れないとか、それから体の不自由な方々のために、じゃあスロープをどうするのか、それからエレベーターをどうするのかって議論が必要になってくると思うんですけども、そもそもこのバリアフリー上の定義ですよ。歩道橋のバリアフリー上の定義っていうものはどうなっているんですかね。これは公共施設として捉まえるということはできないんですかね。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 横断歩道橋につきましては、道路という施設で、公共施設でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） バリアフリー上の公共施設という位置づけをすれば、かなりの有利な面というのは出てくると思うんですよ、バリアフリーに対応するという意味ではね。そういうところを少し加味してもらった対策の方法も今度検討していただきたいなという思いがしています。

それからもう一つは、東曲里町、例えば歩道橋がここになかったら、これは横断歩道の交差点になるわけよね。そしたら、東曲里町の交差点というのが北側にありますよね、あそこはかなり交通量が多いところですがけれども、あそこは歩道橋じゃなくて横断歩道の交差点になっているんですよ。そこが交通量のところで交通の処理方法が問題だということをおっしゃられたけども、あそこの交差点との違いって何なんだろうというのが1つ気になっています。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 委員がおっしゃっている東曲里というところの歩道のところは、ホテルの前でよろしいですか。

○委員（山内涼成君） もうちょっと下よね。

○道路計画課長 もうちょい下ですか。こっちのほうですね。

こちら幸の神の歩道橋の特徴といたしましては、八幡東区方面から左折して引野側に、黒崎の都市高速の出入口に行くという車両がとても多くて、左折矢印の信号が出ているというのが1つ大きな特徴でございます。それから、国道200号につきましては、当然この沿線上なので、北側の今言った東曲里町の交差点と同様に直線の交通量も多いということが特徴でございますけども、最初に申し上げましたとおり、ここの幸神交差点につきましては、そこの八幡東区から来る左折の車両が多いというのが大きな特徴でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そういう特徴があるにしても、横断歩道が必ずしも無理ではない、引こうと思えば引ける交差点だと思います。幅とか車線の数だとかというのも全く一緒だし、引けないことはないだろうと思うんだけど、ある意味、やはり歩道橋というのは一番道路を渡るために安心なものだという意味では、バリアフリーというものを念頭に置いてもらって今後検討していただきたいと思うんですけれども、これ耐用年数ってどのぐらいですか。過去の撤去した事例というのはあるんですかね。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 横断歩道橋につきましては、これまで市内で我々が管理している横断歩道橋の撤去事例がございます。最近では、香春口南というところの交差点におきまして、横断歩道橋を、つい今年の5月でしたか、6月ぐらいに撤去した事例がございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これは何年ぐらいたったやつですか。老朽化が進んだやつですよ。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 今調べますので、ちょっとお待ちください。

○委員（山内涼成君） 後でいいですよ。

○道路計画課長 ちなみに、幸の神の横断歩道橋につきましては、1972年、今から53年前に建設されたものでございまして、鉄の部材でできております。令和3年度に補修を行いまして、そのときに腐食していたところのさびを落としたりですとか補修をやるのと、塗装の塗り替えをいたしておりますので、まだまだもつという状況でございます。寿命ということであれば、管理をしっかりしていけばかなり長い間もつというものでございます。以上でございます。

○委員（山内涼成君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。成重委員。

○委員（成重正文君） 今、グーグルマップで見ているんですけども、クリーム色に塗られてい

て、今の話を聞くと安全対策はできているということで、私も筒井小学校の生徒が渡っているのを見ました。要は、今後は全体的に、学校とかいろんな方の了解が得れば撤去もあるんでしょうけど、それは本当にいつになるか分からないということで、御提案なんですけども、その地域の方々が誇れる横断歩道というか、要は一流の画家のアーティストがこの横断歩道に絵を描くとか、それが難しければ、筒井小学校の生徒に横断歩道に絵を描いてもらうとか、何か地域でこの横断歩道が愛されるような形にできないかなと、お話をお聞きして思いました。皆さんが町で誇れるような、本当に危険だけど、ここはいい横断歩道というか、そういう逆の捉え方ができないかなと思いましたので、要望とさせていただきます。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） すいません、教えていただきたいんですが、これは国道にかかっている歩道橋なんですけれども、これは国道なんで、国が少しお金を出していただくとか、そういうことはできないんですか。

○副委員長（中島隆治君） 道路計画課長。

○道路計画課長 国道におきましても、管理しておりますのは北九州市、政令指定都市でございまして、基本的には北九州市で実施するということになります。ただ、横断歩道橋につきましては長寿命化修繕計画にちゃんと位置づけておりますので、当然、補修する場合は国土交通省の補助対象になりますので、補修する際はその補助制度を活用してやっていくといったところでございます。以上でございます。

○副委員長（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） ぜひ補助を受けていただいてエレベーターとか、あと、もう少し値段が安いものでいえばリフトとかが考えられるかと思うんですね。いろんなお話を聞いていると、横断歩道を造っても歩車分離にしないと子供たちの安全が守れないかなとか、歩車分離にしたら渋滞が多くなるよねっていうことを考えたら、エレベーターとかリフトの設置っていうのを前向きに考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（中島隆治君） ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。よろしいですか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、次の議題に関する職員を除き、退室を願います。

(執行部入退室)

次に、陳情第27号、城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJON Oにおいて、新築申請時計画とは異なる、劣る断熱材の施工が行われていた事実への対応についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。建築審査課長。

○建築審査課長 陳情第27号、城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJON Oにおいて、新築申請時計画とは異なる、劣る断熱材の施工が行われていた事実への対応についてに対する本市の考えについて御説明いたします。

初めに、城野ゼロ・カーボン先進街区の概要について説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

当該街区は、太陽光発電の導入や断熱性能の高い住宅の建築などを通じてゼロカーボンを目指す先進的な街区として整備されました。当該街区の住宅は、北九州市と住宅を建設する事業者がまちづくり基本協定を締結し、長期優良住宅または低炭素住宅の認定、当時の基準では断熱性能等級4に該当します、を受けることを要件として建設されています。

次に、これまでの経緯について主なものを説明いたします。

平成29年1月に、陳情のマンションを建設する事業者から低炭素建築物新築等計画の申請があり、北九州市がこれを認定しました。

令和3年11月に、当該マンションを購入した所有者から、断熱材の厚み不足について北九州市に相談がありました。事実確認のため、北九州市は事業者に対して状況の報告を求め、事業者から提出された報告書を確認したところ、断熱材の厚みが当初申請時より薄くなっているものの、求められる基準は満たしていることを確認しました。

その後、令和4年6月に、当該所有者から、ほかの住戸の断熱材の厚み不足について、北九州市に現地立会いをして断熱材の厚みを確認するように要望がありました。これを受けまして、北九州市は事業者に対して、マンションの所有者と一緒に断熱材の厚みを現地確認した上で報告するよう求めましたが、提出された報告書は両方で確認されたものではなかったため、事業者に対し、北九州市立会いの下、事業者とマンション所有者で現地確認を行い、報告するよう求めました。

令和6年3月に、事業者とマンションの所有者との現地調査に北九州市が立ち会い、断熱材の厚みを確認し、現地調査の結果を反映した報告書が北九州市に提出されました。この報告書では、屋根や外壁等の部位ごとに、現地確認した断熱材の厚みの最小値を採用し、断熱性能が改めて計算され、基準を満たしていることが確認できたことから、令和6年7月に、北九州市から事業者やマンションの所有者等へ、認定計画に従って施工を行っていない箇所がありましたが、認定当時の認定基準に適合していたとの通知を行いました。また、事業者に対して

は、基準は満たしているものの当初計画どおりに施工されていない点について対応を求め、令和7年2月に、事業者からマンションの所有者へ断熱材の厚み不足への対応が提案されましたが、3月に、マンションのほかの所有者から現地調査の要望がありました。

以上がこれまでの主な経緯でございます。

それでは、陳情事項の1つ目、市当局において、本物件が低炭素建築物新築等計画に従って施工がなされていないことについて、事業者に対して、より実効性ある形で助言及び指導、これは低炭素に係る法律の59条になりますが、これを行っていただきたいについて、北九州市の考えをお答えいたします。

初めに、低炭素認定制度について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

中央のイメージ図は、戸建て住宅の場合を示しておりますが、低炭素建築物では、屋根、外壁、床の外側を断熱材で覆い、開口部には断熱性能の高い窓や扉を設置することで、建物の断熱性能を高めるようにしています。

次に、資料の3ページを御覧ください。

低炭素建築物の認定基準は、①の外皮性能から③のその他講ずべき措置までの3項目について定められています。このうち、①の外皮性能における外皮平均熱貫流率、U A値について説明いたします。

この数値は、住宅の内部から屋根、外壁、床、開口部を通過して外部へ逃げる熱量を、外気に触れる壁などの外皮表面積の合計で割って求めた平均値であり、この平均値が0.87以下であることが求められます。

これまでの経緯での説明のとおり、令和6年3月の北九州市が立会いをした現地調査に基づく報告について確認したところ、当該物件は低炭素建築物の基準を満たしているものの、認定を受けた計画に従って施工を行っていない箇所があったため、事業者に対して対応を求めました。事業者からは、現地調査で断熱材の厚み不足を指摘された箇所について、既存の点検口などを利用して、計画どおりの厚みまで断熱材を吹き増しするという回答がありました。

北九州市は、事業者に対して、この対応策について所有者の意向を確認するよう求め、事業者からマンションの所有者へ提案がなされましたが、現時点で所有者からの了解は得られておりません。北九州市としましては、引き続き、事業者に対して、所有者の了解を得て指摘箇所が解消されるよう求めてまいります。

次に、陳情事項の2つ目、断熱材の厚みに関して、ほかの区分所有者市民から調査の希望の申出があった場合、事業者が立ち会うかどうかにかかわらず速やかに現地調査を行っていただきたいについてお答えいたします。

低炭素に係る法律では、認定建築主である事業者に対して状況の報告を求めることができるよう規定されています。北九州市では、これまでも事業者に報告を求め、提出された報告内容

の確認や現地調査に立ち会うなどの対応をしてきたところです。今後も、所有者から現地調査の申出があった場合には、まずは事業者に報告を求め、北九州市が現地調査に立ち会う対応を継続してまいります。

以上で、陳情第27号に対する北九州市の考えについて説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） これは本当にひどい話だと思うんですね。要するに、最初の計画と実際にできたものが違っているという話でしょ。前回の委員会的时候にもあったとおり、レクサスを頼んだらカローラが来たみたいな話でしょ。こんなことを市が認めていいのかっていうことが大前提にあるんですね。

まず1点は、引き続きの議論の中で、計画に従った施工がなされることが前提であるべきなんだという答弁を市がしていますね。で、事業者に誠意ある対応を求めている状況だという答弁がされていますけれども、この相手側の対応についてお聞かせください。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 確かに、現地の施工はもともとの計画に相違したことになることを現地調査で確認しまして、市も事業者に対して誠意ある回答を求めてきました。これに対して、事業者からは、現地調査で実際の断熱材の厚みが計画の値よりも不足している部分がありましたので、この箇所について室内の点検口などを利用して吹き増しをするという提案が出ておりまして、私たちもこの提案を受けております。現在、やはり室内での作業になりますから、所有者の御理解を求めるように動いているということでございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 根本的な対策にはならないですね。不足しているところに点検口から吹き込むだけですよね。全体が不足している可能性っていうのは十分にあるわけでしょ。信用に値しないですよ、もともとが。この信用を業者がどうやって取り戻すかが大前提にないといけない。だから、そこを市は、計画に従った施工がなされることが大前提であるということを答弁しとるわけやから、じゃあこの計画に近づけることが大事なんじゃないですか。そのための誠意を求めたんじゃないんですかね。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 確かに、令和6年3月の現地調査で測定した箇所で明らかに計画よりも断熱材の厚みが不足している箇所が確認されましたので、まずは具体的に厚み不足がある部分については事業者にも確認しまして、既存の開口部を使って吹き増しができるということで対応したいというお言葉をいただいております。確かに、現地で調査をしたときに厚みを測定できていない部分がいろいろとありますけれども、私どもとしましては、この測定していない部分に

ついて不足しているという前提で対応を求めるというのは、法律的にもそれはなかなかいたし難いのかなと思っております。

ただし、今後、その令和6年3月に現地調査をしていない部分についても所有者から現地調査をしてくれということでしたので、それを事業者に求めまして、事業者と所有者で現地調査をするということになりまして、そこに所有者から北九州市も立ち会ってほしいということになれば、当然私どもも立ち会って、現地調査をして、仮に新たに断熱材の厚み不足があるということが確認されれば、北九州市としては事業者に対して再度、その厚み不足がある点も加味をして再度計算をしていただいてその報告を求めるということを考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 何か北九州市が第三者的に聞こえるんですよ。違うでしょう。最も関わっていますよね、このゼロカーボンシティ計画っていうのにね。BONJONOという計画は、まさに北九州市が打ち出した計画に基づいて計画書が出されているわけですよ。それに適合していないわけだから、市は強力にこれを改善させる必要があるんですよ。そのために今までこうした事業に補助金を出してきたんですよ。税金を使っているわけだから、それが計画どおり守られていないんだったら、強行にやる必要があると思うんですね。

業者に任せるみたいな性善説はもう破綻しているでしょ。消防においてもそう。フレキシブルダクトが使われるというようなこともあっているわけだから、私はもう本当に信頼がなくなったと思うんですよ。この信頼を回復するためにどうするんですかっていうぐらいの強気で市が指導する必要があると思います。そうせんと、こういうことが市内でまかり通っていけば、本当にこの市が推進してきた事業によって苦しめられる市民というのは後を絶たないでしょ。じゃあ、どこで歯止めをかけるんですか。

市にはもうお願いしているわけで、きちんとした対応を取ってくれということを言われているわけだから、これは市民の立場に立って市はやる必要があると思うんですよ。その見解はいかがですか。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 確かに、所有者の方にとりましては、マンションを購入するという大きな決断をされていますので、その心情というのは察するところ余りあるわけですが、私どもとしましては、この法律の中で調査権限がありませんので、基本的にはきちんと事業者に対して報告を求めていくという立場で、事業者に報告を求めています。ですので、やはり先ほども申しましたが、所有者の方からほかの部分もきちんと厚みがどうなっているか確認したいというお申出があれば、私どもはそれはきちんと事業者に、所有者の方からこのようにほかのところも測定してほしいという話が出ているのと、事業者に働きかけて、じゃあ現地調査をやってくださいというふうに我々も要請します。で、事業者と所有者の方が現地調査をするという

ことになれば、そしてもちろんのこと、所有者の方から北九州市も立ち会ってくださいとなれば、それは令和6年3月のときと同じように当然立ち会って、3者できちんと厚みを確認して、先ほど申しましたように、その結果、厚み不足が新たに確認されれば、その値に基づいて再度計算をして、きちんとどういう結果になるかということを出してもらって、その結果に応じて、我々は行政ですから法に基づいて、いいか悪いかをきちんと判断してまいりたいと考えております。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そしたら、再計算の報告書の中の数字ですよね、これが全部0.87であったということについては市も確認しているんですか。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 3住戸について数値を確認しておりまして、実際にはもっと小数点3桁とか4桁の数字になるわけですが、国の考え方として、実際には小数点2桁の数字にまとめなさいということになっているんですが、小数点3桁以降は、より危険値というんですか、切り上げて考えなさいということになりまして、この3世帯の小数点3桁以降の数字は微妙に違っておりますし、そういう点も含めて、あとは計算方法とかも我々のほうで確認はいたしております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この3世帯の数字が最初の計算と違っていますよね。小数点3位という話ではないですよね。ここの整合性というのは確認しましたか。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 その点につきましては、最初の認定時の計画の計算、それから、再度計算したときの数字の個々の断熱材の厚みが違ってしますので、そういったところも我々は確認をいたしております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） だから、そういう確認作業がずっと後手後手になってきているんですよね。市が関わる確認作業が後手後手になってきている。それは、今でもこの事業者を市は信用しているんですか。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 事業者を信頼するしないというよりも、事業者がその計算に使っている数値とか計算の仕方、その中身が法律に従って正しいかどうかということ、我々は、申請者が誰であれ、そういった内容をきちんと確認している次第でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） もともと計画と違うということは明らかなんですよね。再計算したら違う数字が出てきたわけですから、これは計画とは全く違う数字ですよね。これに対しては市は

何も言わないんですか。それは業者から上がってきた計算方法に基づいてというだけの話でしょ。だから、それはまるっきり信用してやっているということでしょう。ほかのその他もろもろの事案が出てきて、この期に及んでまだこれを信用して進めていくんですかって話。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 確かに、令和6年3月の現地調査を基に、そのときの断熱材の厚みを加味して再計算していただいた中で、基準値は確かに満足はしていますけれども計画どおりになっていないという問題がありますので、そこについてはやはり計画どおりであることが前提だろうと思います。そこはじゃあ計画どおりに、薄かった部分についてはどうしますかということの問題を投げかけまして、今回、事業者から、その薄かった部分についてはきちんと吹き増しをしたいという対策案が出されたということでございますので、私どもも計画どおりにその薄かったところはしてほしいということで再三要請をしてきたところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 一部に吹き増ししたところで、全体なんてできないわけでしょう。工事の専門家がそんなことを言っちゃ駄目ですよ。信用してやるということにはならないと思いますよ。

もともとこの計画は、市が推進してきた事業でしょう。その計画が守られていないということに何の言及もしていないじゃないですか。そこが問題だということですよ。そこは大前提だと言いながら、出てきた数字をそのまま採用しますよでしょ。そしたら、何もそこには市の責任なんて生じていないじゃないですか。市に責任がないようなことを言うけど、私は市の責任は大きいと思うんですよ、これは。推進して、市民に売ったんだから。その計画が守られていないんですよ。それって異常でしょ。そこから手をつけないかと思うんですよ。法的にどうなのかという問題は後にして、それは市としてきちんと検証する必要がある。そうせんと将来に禍根を残す、そんな事案だと思います。以上、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） このお話を聞いていて、当初の計画が実行されていないということなんですけど、今山内委員のお話を聞いていて本当にそのとおりだなと思ったんですが、やっぱりこれは市が進めてきたプロジェクトで、その計画に基づいていない結果になっているわけじゃないですか。これについてはきちんと、もっと強くその事業者の方には要請しないといけないんじゃないかなと思うんですよ。いろいろ、改善しますよ、吹き増ししますよとか、そういった対策を取るという話ですけれども、そもそも計画を守らなかったというところで、もう所有者の皆さんはその事業者に対する信用、信頼はないわけじゃないですか。その中で、いろいろ改善策やりますよと言われてもそれを信じることができないから、市に対して最後のよりどころというか、頼りにされているわけなんで、ぜひその辺は第三者ではなくて当事者としての

意識を持っていただいて、この所有者の皆さんの悩みを解決するために全力を尽くしていただきたいと思います。じゃないと、市が計画をして進めたこのプロジェクトの信用を失うということは、北九州市のこれからの様々な施策についても市民の皆さんの理解を得にくいということにつながっていくと思うので、そこら辺は誠実に対応していただきたいということを要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） ちょっと重なる部分もあるんですけども、改めて教えていただきたいんですが、当初計画と異なる今の建設の状況であるということは市は確認して、これはあつてはいけないことというのは皆さんが同じ認識だと思うんですね。この認識を踏まえて、法令上の調査権限と言われていたんですけども、既に今現地調査をしたり報告を受けたり、市も改善を求めていると思うんですけども、市がどこまで指導できる権利のラインがあるのか、もしこれが何度も繰り返し求めていっても改善されない場合、この責任の所在はどこになると考えているか、教えてください。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 まず、調査する権限ということなんですけど、先ほども申しましたように、法律の中にも我々北九州市が直接調査をするという権限が規定されておりません。今回のことについては、もともと所有者の方から断熱材が薄いんじゃないかという申出がありましたので、事業者にもまず状況の報告を求めて、いろいろとその所有者の方とか事業者の方と話す中で、最終的には事業者が所有者の方と現地調査をするということになり、北九州市も、やはりこれはもう立会いをさせていただいて3者で具体的に厚みの確認をするほうがいいなということで対応させていただきました。あくまでも事業者と所有者の方が御理解された中での現地調査に市役所も同行させていただいたということですので、直接の調査権限ということではございません。

その結果、先ほど申しましたように、測定した断熱材の厚みが薄いところもありましたので、事業者としては、同じような部位で薄いところがあれば、3世帯やっていますので、なるべく薄い数字を使ったりして、悪い数字というんでしょうか、で計算をしていますので、そういうことも確認しながら、出た結果として、先ほど言いましたように、必要な断熱性能の基準値は確かに満たしてはいたけど、そもそも計画と違うと。具体的に測定したところで薄いところが出ているのは確かに計画どおりになっていませんので、事業者からは、令和6年3月で薄いというのが確認されたところはきちんと既存の開口部を利用して吹き増しをして、計画の数値に満足するような形で厚みを確保したいという提案が出ておりますので、私どももそれは一つの提案なのかなとは思っております。

ただし、当時の現地調査で当然測定できていない部分がありまして、確かに現地調査の結果もよくなかったというのは事実であります。私どもとしても所有者の方の言われている心情は

よく理解はしているつもりなのですが、我々行政の立場として、具体的に測っていないところを不足しているという前提に立って指導するというのも、これまた法律的には疑義が残ることになるのかなということです。今後、測っていない部分をまた現地調査をするという話が進んで、そこに北九州市も立ち会ってくださいということになれば、我々は当然現地調査に立ち会いまして厚みの確認をします。それで、新たに厚みの不足なんかが確認されれば、またその不利な数値を使っていただいて再度計算をしていただいて、その結果がどうなのか、本当にいいのか悪いのかということをしちゃんと書面上でも確認していきたいと考えております。

改善されない場合の責任の所在なのですが、我々としましては、今厚み不足のあるところをきちんと対応したいということになるんですけども、当然皆さんお住まいのところですから、所有者の方が御了解いただけないとこれはできないと思っております。事業者が、今悪いところは対応したいと、具体的にはそれをきちんとやっていきたいということがありますので、そこは所有者の方とのお話し合いを見ていかなければならないと思いますが、仮に話がきちんと対応、施工ができるという中でも、それが実際やってみてできないとなれば、やはりそこは事業者の責任になったりするのかなと当然思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。まずは改善を求めるということで、法令上できない部分は理解しました。ただ、それを踏まえ、できる限り声が上がったところにはしっかり対応していく、引き続き継続していかなければいけないということは思っています。

ただ、できない、最終的に全く対応されなかった、やはり当事者の契約だと思いますので、それが履行されない、満足いかない、それで損害賠償だとなったら当事者間だと思うんですけども、例えば今回BONJONOですけど、市内にこういった不動産の売買契約、建設契約というのはあると思うんですが、そういったときに、当初の予定とは違う建設内容で損害賠償ということはほかの事例においても実際に起こり得ると思うんです。そういった場合に、市がそういった何か相談窓口だったり救済措置みたいな制度とかがあるのか、教えてください。

○委員長（森結実子君） 建築審査課長。

○建築審査課長 法律に絡まず、例えば契約事項の内容でどうしても双方の主張の違いなんかがありましたら、例えば国民消費生活センターのようなところに御紹介をさせていただいて、そういったところで解決を図るようにされてはどうかというような御提案をしてみたいとは思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

このBONJONOの計画は、市がこういった再開発を進めていくというそもそもの大きな都市計画としては前向きなすばらしいプロジェクトであったと思うからこそ、ここは今すぐ何か検討できるものではないと思うんですけども、まずは引き続き声を丁寧に受けて、現地調

査できる体制、直接行けなくても第三者を入れてとか、市が介入できる体制をできる限り引き続き取っていただきながら、その後対応されない状況が続けば、次のフォロー体制、提案というのも検討いただきたいなということを要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。よろしいですか。

ほかになれば、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第34号、中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染についてを議題とします。

本陳情は、6月26日の本委員会で審査を行い、継続審査とすることを決定いたしました。本陳情に係る開発許可申請が提出され、許可に向けて動きがあった場合は、経過を報告するよう当局に求めているものです。

本件について、当局の説明を求めます。開発指導課長。

○開発指導課長 本年6月26日に御審議いただきました陳情第34号、仮称中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染についてに関するその後の本市の対応について説明させていただきます。

中井口・高見台での商業施設の開発事業者から、都市計画法に基づく開発許可申請がなされ、必要な書面や図面が整っていたことから、7月7日にこれを受理したところでございます。現在、申請内容について、都市計画法に基づく審査を進めており、併せて土壌汚染対策法に基づく環境局への届出の内容との整合の確認も行っており、問題がなければ開発許可を行う予定でございます。

前回の陳情審査における委員の皆様方からの意見などを踏まえ、開発事業者や環境局と協議を行い、開発工事を行っていく上での対応を確認したところであります。

具体的には、開発事業者が開発地の周辺住民を対象とした説明会を開催するとともに、近隣の学校6校に対しても個別に説明を行い、工事内容や汚染拡散の防止策を周知します。工事中に汚染の拡散がないことを確認するモニタリング結果につきましては、開発事業者が現場事務所にモニタリング結果が記載された帳票を備え付け、市民の方が閲覧できるようにいたします。モニタリング結果に異常が確認された場合には、工事を一旦中止し、原因を調査の上、対策を講じることとします。

工事中の粉じん対策は、散水により粉じんの飛散を防止するとともに、強風時には土を掘削する作業を中断いたします。作業員の健康被害の防止の措置としましては、作業内容に応じて手袋、ゴーグルなどの保護具の着用を義務づけ、粉じんが口に入った場合は速やかにうがいを行うなど、作業中のマニュアルを整備して作業員に周知するなど、安全管理を徹底するとして

おります。

都市戦略局といたしましては、申請の内容が都市計画法の許可の基準に適合していれば開発許可を行います。許可を行った後も、環境局と連携して、開発事業者と定期的な連絡会議を開催するほか、土壌汚染対策法の届出の内容が守られ、工事が安全かつ適切に実施されるよう必要な指導を行うなど、しっかり対応してまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 現行の法律上は、今の段階で申請が出た以上、許可を出さないということにはなり得ないという構造にしかならないんだと思うんですけども、ただ、やはり38本の井戸水の検査がまだされていませんよね。38本全ての検査というのはされていないということ。それから、散水すれば害はないんだみたいな、こういう認識の不足、そういう対策の不十分さ、これを踏まえると、やはりそうは言っても法がこれを認めているんですよね。だから、これはもう私は本当に、周辺住民の安全・安心という観点からいえば担保できるものではないと思うんです。だから、こういうところの法改正というものを国に求めるべきだと思うんです。今の法の不備というものについての見解がありますか。

○委員長（森結実子君） 開発指導課長。

○開発指導課長 先ほどの38本の井戸についてですが、こちらは飲用井戸ではないと確認されておりますので、現状の形質変更の届出の、土壌汚染対策法についてはこれは調査を行う必要がないと聞いております。

もう一つ、散水したら大丈夫なのかという話なんですけども、これは環境局からは、ベンゼンは水に溶けにくいというもので、これで散水によって大気中の濃度が著しく増加するという可能性は低いと聞いております。また一方で、乾燥時に土の粒子が舞ってベンゼンと一緒に粉じんと飛散するということがリスクが高いということで、こちらについてもリスクの低減策ということで散水はやっていくということで考えております。

最後に、土壌汚染対策法の不備ということですけども、こちらについては、土壌汚染対策法では届出がなされるんですけど、その内容だとか実際の工事に不備がありましたら法に基づいて指導ができるようになっていっていると、環境局からは聞いております。具体的には、土壌汚染対策法の54条で、汚染土地の形質変更を行う者に対して、その実施状況やその他必要な事項について報告を求め、また、形質変更の実施状況を検査させることができると聞いております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 水も飲用でなければいいとか、形質変更も事業者から申請が出ればそのまま受けますよみたいな法の不備ですよ。検証する必要はないわけでしょ、市としては何もね。

申請がされたらそのまま受け止めますよってというのが今の法律でしょ。そこのジレンマみたいなのは市として感じませんか。

○委員長（森結実子君） 開発指導課長。

○開発指導課長 都市計画法では開発許可の関係なんですけど、土壤汚染対策法では形質変更の届出区域ということで、飲用井戸がなければ健康被害のおそれのない土地という扱いになりまして、法にのっとってそういう手続を伴ってやっていくということでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） もう皆まで言いませんけれども、農作物に水をまくことはできますよね。それから、食器を洗うために水を使うこともできるんですよ。それが健康被害でないと言っているのが今の法律ですよ。飲用じゃないんだから。それが今の法律なんだから、これは変更していく必要があるんじゃないかな。そうせんと、本当に安全・安心の担保なんか取れないと思うんですね。そういう立場で、私はこの陳情には賛成をしたいと思っています。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件について採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、これより採決を行います。

本件について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成少数であります。よって、本件については不採択とすべきものと決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

建設建築委員会	委員長	森	結実子	㊞
	副委員長	中	島 隆 治	㊞